

○小山市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

平成24年5月31日

規程第26号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対してその交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号に掲げるものの交付を請求する者の代理人
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げるものが必要である旨の申出をする者（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に規定する業務のために交付の申出をする特定事務受任者を除く。）
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による前項第2号に掲げるものの交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項の規定（同法第12条の2において準用する場合を含む。）により前項第2号に掲げるものの交付を請求する者（戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2において準用する

場合を含む。)に規定する業務を遂行するために交付の請求をする者を除く。)

3 この要綱において「住民基本台帳事務における支援措置」とは、次の各号に掲げる行為等による被害者を保護するため、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び第1項第1号に掲げるものの交付を制限する措置をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待
- (4) 前3号の規定に準ずる行為
(登録対象者)

第3条 本人通知制度における登録の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消除された住民票又は戸籍の附票に記録されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれたものを含む。）に記載されている者

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

(登録の申請等)

第4条 本人通知制度を利用しようとする対象者又はその代理人（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、小山市本人通知制度（登録・登録更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市民生活部市民課又は各出張所（第7条第1項において「市民課等」という。）に直接提出することにより、市長に登録を申請しなければならない。

2 申請者は、個人番号カード、運転免許証、旅券、又は住民基本台帳カード（写

真付きのものに限る。)を提供し、又は提示する方法その他市長が適当と認める方法により、自己が当該申請に係る対象者本人又はその代理人本人であることを明らかにしなければならない。

3 対象者の代理人が第1項の規定による申請を行う場合において、当該代理人が法定代理人であるときは戸籍の謄本その他の法定代理人の資格を証明する書類を、当該代理人が法定代理人以外の者(以下「任意代理人」という。)であるときは委任状及び対象者の本人確認書類の写しを、申請書に添付しなければならない。ただし、当該代理人が法定代理人である場合であって、本市に備付けの公簿等の記載により法定代理人である事実を確認することができるときは、この限りでない。

4 第1項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項の信書便により、第1項の規定による申請を行うことができる。

(1) 疾病その他やむを得ない事由により申請書を直接提出することが困難である場合

(2) 他の市区町村の住民基本台帳に記録されている者である場合
(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、本人通知制度の利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により本人通知制度の利用を決定したときは、小山市本人通知制度登録者名簿(以下「登録者名簿」という。)に登録(以下「登録」という。)をするとともに、小山市本人通知制度(登録・登録更新)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 登録は、期間を限るものとし、その有効期間は、登録の日から起算して3年を経過する日までの期間とする。

4 市長は、登録をした対象者(以下「登録者」という。)の住民票の写し等の交付があった際に登録者に係るものであることを確認できるよう、必要な措置を講

ずるものとする。

(登録の更新)

第6条 前条第3項に規定する登録の有効期間満了日後においても引き続き本人通知制度を利用しようとする登録者は、有効期間満了日の1月前から有効期間満了日までの間に、登録の更新を市長に申請しなければならない。

2 第4条の規定は、前項の規定による登録の更新の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による登録の更新の申請があったときは、その内容を審査し、登録の更新の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録の更新を決定したときは、登録者名簿に更新についての記録をすることにより登録の更新を行うとともに、小山市本人通知制度(登録・登録更新)通知書により、第1項の規定により申請をした者に通知するものとする。

5 前項の規定により決定された登録の更新に係る有効期間は、当該登録の更新の日から起算して3年を経過する日までの期間とする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、氏名、住所その他の申請書に記載した事項に変更が生じたとき、又は本人通知制度の利用を廃止しようとするときは、小山市本人通知制度(変更・利用廃止)届出書(様式第3号)を市民課等に直接提出することにより、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

(本人通知)

第8条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、当該住民票の写し等を交付した事実のほか、次に掲げる事項を当該登録者又はその法定代理人に通知するものとする。

(1) 住民票の写し等の交付年月日

(2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数

(3) 第2条第2項各号に掲げる第三者の種別

2 前項の規定による通知は、小山市住民票の写し等交付通知書(様式第4号)以

下「通知書」という。)により行うものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、住民票の写し等の不正請求等による個人の権利の侵害を防止する必要があると特に認めるときは、登録者でない者に係る住民票の写し等の交付請求であっても、第1項の通知をするものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(通知書の写しの警察署への送付)

第9条 市は、第8条第1項の規定による通知を受けた登録者が住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合で、当該登録者が市から小山警察署に通知書の写しを送付することを希望するときは、あらかじめ当該登録者から同意書(様式第5号)を受領し、通知書の写しを小山警察署に送付することができる。ただし、住民基本台帳事務における支援措置を受ける期間が終了した場合は、これを行わないものとする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第7条第1項の規定による本人通知制度の利用の廃止に係る届出がなされたとき。

(2) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。

(3) 登録者名簿に登録されている住所につき、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定による住民票の職権消除がなされたとき。

(4) その他市長が登録を抹消すべき事由が生じたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成26年10月9日規程第45号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年8月8日規程第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日規程第17号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。